

# 平成28年10月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成28年9月29日（木） 13：30～14：58

○場 所 市役所有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

委 員 長 松 本 正 弘  
委員長職務代理者 本 多 直 行  
委 員 松 島 利 彦  
委 員 森 み ず き  
教 育 長 宮 原 照 彦

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 菅 幸 博  
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一  
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 前会会議録の承認
- 第 5 教育長報告
- 第 6 次回定例教育委員会の日程について
- 第 7 議案上程

33号議案	島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則	原案 可決
34号議案	平成28年度島原市教育委員会表彰について	原案 承認

第 8 そ の 他

(1) 報告事項

- ① 10月行事予定について
- ② 9月市議会定例会一般質問報告
- ③ 第2期島原市教育振興基本計画について

④ 島原市スポーツ推進計画について

(2) その他

① 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

第 9 閉会

【会議録】

<b>第 1 開会 (13:30)</b>	
松本委員長	ただいまから10月の定例教育委員会を開催いたします。
<b>第 2 会期日程</b>	
松本委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。（「はい」の声）
<b>第 3 議事録署名委員の指名について</b>	
松本委員長	議事録署名委員に 松島 委員と 私 松本を指名します、よろしくお願 いします。（「はい」の声）
<b>第 4 議事録署名委員の指名について</b>	
松本委員長	それでは、まず、前会会議録の承認を行いたいと思います。7月4日に 行いました定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付してござい ますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。
	《 了承 》
松本委員長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務 局までお伝えください。
<b>第 5 教育長報告</b>	
松本委員長	それでは、教育長並びに各課の報告をお願いします。 はじめに教育長報告をお願いします。
宮原教育長	それでは、座ったままで報告をさせていただきます。別冊ということ で、市議会の一般質問の答弁要旨を配布させていただいています。その中 で、今後いろいろと配慮していかなければいけないこと、あるいは検討し なければいけないこと、事業も含めまして、いくつかまとめておりますの でご報告させていただきます。冷水器が設置できないかという質問がござ

いました。今のところ設置の予定はない旨の回答はしましたが、今後も出てくるのかなという気がしました。新しい奨学金制度についても質問がございました。これにつきましては、先の企画委員会等で説明し、大まかに固まりつつあるという段階でございます。それから島原文化会館の屋外トイレについて、男女共同となっているため、女性の方が使いにくいということがありました。これについても改修に向けて検討します旨の回答をしたところでございます。それから奨学金の滞納ということで、1,200万円程度ありましたが、法務専門員の協力を得まして、新年度は200万円程度を回収していますので、例年より早いスピードで滞納整理が進んでいるところでございます。次に使用料の問題等で、れいなん会館のトレーニング室あるいはプールの使用料の中で、身障者に対する料金等も特に配慮をして欲しいということがございました。これについては、全体の使用料の見直しの中で検討して参りたいと思います。次に伝統的建造物については、住民の同意を得ながらということで、なかなか難しいところもありますが、これも関係部署と連携をして、まずは、再度住民の説明会からということで、年内に主な地区の住民の代表者の方等への説明を考えているところでございます。次に堀部邸について、市に寄贈されたわけですが、そこはかなり年数も経った家屋ということで、文化財登録についても、今後進めなければいけないのかなと、これについては事務局職員が一回見に行っております。あとは、拘置所宿舍跡地についても正式に購入手続きに入っていく段階になると思います。あと三会小学校については、補正予算の承認をいただきましたので、設計業務の委託を早くするというのと、三会原第三区の圃場整備における側溝・道路の発掘調査がありますので、これについても地主の方と連絡・調整をしながら発掘作業にあたるというのが、今後の課題として残っているところでございます。あとは、大きな事案はありませんが、新聞紙上を見ますと、いじめや自殺における学校問題というのが出ていました。我々は、まずSOSをしっかりと把握するというのを、ことあるごとに校長を通じて全職員にまずは周知することが必要であろうと思っています。佐世保市の方では小中一貫校が、生徒が増えたということで、その辺のところを検討・研究というようなことがありました。それに基づいてコミュニティスクールということも出ているようでございます。そういう意味においては、今回教育委員の皆様研修を行い、コミュニティスクールのこともその中で研究をしていきたいと思いません。以上です。

松本委員長

引き続き、各課の報告をお願いします。教育総務課からお願いします。

菅 課 長	教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の具体的内容を説明。
堀 口 課 長	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の具体的内容を説明。
松 本 課 長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の具体的内容を説明。
浅 田 課 長	スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の具体的内容を説明。
松本委員長	<p>教育長報告、各課報告につきましてご質問はありませんか。</p> <p>無ければ私から社会教育課にお尋ねします。通学合宿ですが、始められてから大分経つと思いますが、始められたときと今ではどのような違いがありますか。</p>
松 本 課 長	<p>平成13年度からで霊丘・杉谷が最初です。14年度で言いますと杉谷が2回で38名、霊丘が3回で54名、森岳が2回で43名、1回約20名前後の児童が参加をしておりました。その当時は複数回実施していましたが、現在は1回の実施です。9つの小学校のうち7小学校が実施をしている状況です。あと聞いた話ですけど、当初は親の目を離して、親の協力を借りずに体験を実施していましたが、最近、親が出てくるという意見があるようです。また、保護者から手伝いたいということもあるようです。</p>
松本委員長	<p>分かりました。他に、何かありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
松本委員長	<p>無いようですので、議案の審議に移りたいと思います。</p>

## 第 6 議案上程

### 第 33 号議案

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則

松本委員長

それでは、第 33 号議案について、提案理由の説明をお願いします。

菅 課 長

議案集の 1 ページをお願いします。第 33 号議案の「島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案集の 2 ページをお願いします。新旧対照表でご説明いたします。

本規則第 3 条は、地方行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項に基づき教育長に委任された事項の特例を定めた規定であります。現行第 3 条中、「事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会の決定にかからしめることができる。」とされている部分を「事務のうち、重要と認めるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、教育委員会の決定を経ることができる。」に改めるものであります。

提案理由と致しましては、教育長に委任された事務においても、案件に応じて委員会の判断を経ることができるよう所要の整備を図るものであります。

ご存じのとおり、教育委員会の権限に関する事務は、本来、教育委員会が直接管理・執行すべきところであります。が、「地方行政の組織及び運営に関する法律」及び「島原市教育委員会の権限の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」の規定に基づき、一部を除き教育長にその権限が委任されています。

ただし、同法第 25 条第 2 項で（教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること）などの 6 項目と同規則第 2 条で規定する（学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること）などの 16 項目については、教育長に委任できない事項として、列挙されているところであります。裏を返せば、先程申し上げた 22 項目以外の事務に関しては、教育長が委任を受けており、委員会の決定を経ることなく教育長の権限で執行

できるものとなっています。しかしながら、実務上は、これまでも教育長に委任されており、議案として提出する必要のない項目、例えば、要綱・規程等の制定改廃やこの後、ご提案いたします表彰に関する案件などにつきましても、教育長の判断により、例年、本委員会に議案として上程しているところでもあります。

こうしたことを踏まえ、現状、当該案件が「重要かつ異例の事態が生じた場合に限り」教育長が委員会の判断を仰ぐことができるとされている同規則第3条の委任事務の特例規定を、教育長が①「重要と認めるもの」、②「異例に属するもの」、③「疑義があるもの」のいずれかに該当する場合、委員会の決定を経ることができるものに、要件を緩和しようとするものであります。よろしく、ご審議賜りますようお願いいたします。

松本委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

本多委員

それでは、これは現状を踏まえて委任事務の特例を定めようとするものだと思いますけども、第3条の事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これまで同様委員会の決定にかからしめることができる条項になっているわけですよね、それを取えて、重要と認めるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経ることができるに変わる必要性、前のままでも重要かつ異例の事態が生じたときはできるわけですから、例えば教育長の判断で教育委員会に諮ることは可能じゃないかと思うます。文言も取えて変える必要がないような気が私は感じるんですね。

菅課長

本多委員さんからの質問ですが、まず改正の必要性についてであります。現行のところを見ていただくと分かるように接続詞が「かつ」ということで、重要であって尚且つ異例の事態が生じたときにかからしめることができるという規定になっているものですから、例えば、教育委員会表彰や有馬スポーツ賞は、重要ではありますが、毎年ありますので異例ではございませんので、選択的な接続詞といたしましょうか、重要若しくは異例若しくは疑義がある場合には決定を経ることができるというような選択的な表現にしたいということで提案しているところでございます。

本多委員	<p>今の説明でだいたい分かりましたけれども、これは改正前の「重要かつ異例」というのを、「重要であるもの」を一括り、「異例に属するもの若しくは疑義があるもの」これを一括りにしているということですか。</p>
菅課長	<p>はい、そうです。</p>
本多委員	<p>重要かつ異例となっていたので、私が勘違いしたところもあります。これは分かりました。ただ重要かつ異例の事態、異例に引っ掛かりますけど、表彰が異例の事態に該当するか否か、それから重要かつ異例の事態を繋げていったときに、表彰が異例の事態にはならないという判断ですよ、それなら極端に言う「かつ異例の事態」がいらないのではないかと思います。</p>
菅課長	<p>この改正にあたって、他市の規則を見比べてみました。他市においては、第2条の項目の中に表彰に関する事を入れていた自治体もあります。</p> <p>ある程度教育長の判断で、教育委員会に判断を仰ぎたい時に、議案として提案できるように要件を緩和した方がいいと思います提案をしたところでございます。</p>
本多委員	<p>はい、分かりました。表彰は異例に入らないのか、敢えて変える必要性があるのかと思いましたがお尋ねしました。</p>
松本委員長	<p>他に、何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第33号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

松本委員長	<p>それでは、第33号議案は原案のとおり議決いたします。</p> <p><b>第34号議案</b></p> <p><b>平成28年度島原市教育委員会表彰について</b></p>
松本委員長	<p>それでは、第34号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>議案集の6ページをお願いします。第34号議案 平成28年度島原市教育委員会表彰についてご説明いたします。提案理由は、島原市教育委員会表彰規程第2条の規程により、平成28年度の島原市教育委員会表彰を行おうとするものであります。</p> <p>教育委員会表彰の日程といたしましては、11月8日、火曜日、10時からサブアリーナで開催するよう計画しております</p> <p>今回の表彰候補者は10名でありまして、部門別の内訳と致しましては、校医の部1名、社会教育の部6名、体育保健の部2名、その他の部1名となっているところであります。</p> <p>参考としまして9頁に表彰規定を、10、11頁に表彰選考基準など具体的な表彰基準を掲載しておりますが、今回の候補者はそれぞれの部門で基準を満たすものとして、推薦があった方々であります。</p> <p>次に候補者について7頁及び8頁でご説明いたします。</p> <p>候補者内容について、「7ページの表彰候補者一覧」にて説明。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>説明が終わりましたが、何かご質問等はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>無いようでしたら、第34号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>



松本委員長	それでは、第34号議案は原案のとおり承認いたします。
<b>第 7 次回定例教育委員会の日程について</b>	
松本委員長	次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いします。  【提案・検討】
松本委員長	次回、11月の定例教育委員会を11月4日（金）13時00分から、島原文化会館小ホールBにおいて行います。
<b>第 8 その他</b>	
松本委員長	次に、その他に入ります。まずは、「その他」の（1）報告事項「①10月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
菅 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
堀 口 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松 本 課 長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅 田 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本委員長	ただいまの報告につきまして、何か質疑はありませんか。
松 島 委 員	5日は島原市小学校体育大会と島原市美術展覧会が重なっていますが、私たちはどちらに行けばいいですか。
堀 口 課 長	島原市美術展覧会は主催が教育委員会で、小学校体育大会は学校の主催になりますので、美術展覧会に出席されてから、体育大会の参加でどうでしょうか。

松島委員	はい、分かりました。
松本委員長	他に、何かありませんか。  (「なし」の声)
松本委員長	次に、(1) 報告事項「② 9月市議会定例会一般質問報告について」 お願いします。
寺田次長	教育委員会一般質問答弁について別紙、答弁要旨にて説明。
松本委員長	ただいまの報告につきまして、何か質疑はありませんか。  (「なし」の声)
松本委員長	次に、(1) 報告事項「③ 第2期島原市教育振興基本計画について」 お願いします。
菅課長	第2期島原市教育振興基本計画進捗状況について、事務局(案)にて報告
松本委員長	ただいまの報告につきまして、何か質疑はありませんか。  (「なし」の声)
松本委員長	次に、(1) 報告事項「④ 島原市スポーツ推進計画について」 お願いします。
浅田課長	島原市スポーツ推進計画について、進捗状況及び経過について別紙の スケジュールにて説明。
松本委員長	ただいまの報告につきまして、何か質疑はありませんか。

	(「なし」の声)
松本委員長	次に、「その他」の2. 「その他」のことで何かありませんか。
堀口課長	教職員及び児童生徒の事故等について、報告させていただきたいと思いますが、非公開でお願いしたいと思います。
松本委員長	ただいま、事務局から「教職員及び児童生徒の事故等の報告」について、「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。
	《承認》
松本委員長	異議がないようですので、「非公開」といたします。「③教職員及び児童生徒の事故等の報告」をお願いします。
堀口課長	教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）
松本委員長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。 他に、何かありませんか。
	(「なし」の声)
<b>第 9 閉会 ( 1 4 : 5 8 )</b>	
松本委員長	他になければ、これで本日の10月定例教育委員会を閉会します。